

平成30年第1回美祢市議会定例会会議録（その1）

平成30年2月28日（水曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	綿谷敦朗	議会事務局長補佐	大塚享
議会事務局主任	篠田真理		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	篠田洋司
市長公室長	石田淳司	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	市民福祉部長	大野義昭
建設農林部長	志賀雅彦	観光商工部長	西田良平
消防長	松永潤	総務部総務課長	佐々木昭治
総務部財政課長	竹内正夫	総合政策部次長	繁田誠
市民福祉部市民課長	中嶋一彦	市民福祉部地域福祉課長	内藤賢治
建設農林部建設課長	中村壽志	観光商工部観光総務課長	荒川逸男
教育長	岡崎堅次	病院事業管理者	高橋睦夫
上下水道事業管理者	波佐間敏	代表監査委員	重村暢之
上下水道局長	杉原功一	美東総合支所長	東城泰典
秋芳総合支所長	鮎川弘子	教育委員会事務局長	金子彰
病院事業局管理部長	安村芳武	病院事業局経営管理課長	古屋壮之

上下水道局次長
教育委員会事務局
学校教育課長

三戸昌子
長谷川裕

教育委員会事務局
教育総務課長

千々松雅幸

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 10 号 専決処分の承認について（秋芳北部地域統合保育所建設（建築主体・屋外整備）工事の請負契約の一部を変更することについて）
- 日程第 4 議案第 11 号 平成 29 年度美祢市一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 5 議案第 12 号 平成 29 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 6 議案第 13 号 平成 29 年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 14 号 平成 29 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 8 議案第 15 号 平成 29 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 16 号 平成 29 年度美祢市病院等事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 17 号 平成 30 年度美祢市一般会計予算
- 日程第 11 議案第 18 号 平成 30 年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 19 号 平成 30 年度美祢市観光事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 20 号 平成 30 年度美祢市環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 21 号 平成 30 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 22 号 平成 30 年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 23 号 平成 30 年度美祢市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 24 号 平成 30 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 25 号 平成 30 年度美祢市水道事業会計予算
- 日程第 19 議案第 26 号 平成 30 年度美祢市公共下水道事業会計予算

- 日程第 2 0 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度美祢市病院等事業会計予算
- 日程第 2 1 議案第 2 8 号 美祢市総合支所及び出張所設置条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 9 号 美祢市個人情報保護条例及び美祢市情報公開条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 3 0 号 美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 3 1 号 美祢市総合計画条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 3 2 号 美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 3 3 号 美祢市債権管理条例及び美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 3 4 号 美祢市手数料条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 3 5 号 美祢市学校教育施設整備基金条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 3 6 号 美祢市立小学校設置条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 3 7 号 美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 3 8 号 美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 3 9 号 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議案第 4 0 号 美祢市児童館の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 3 4 議案第 4 1 号 美祢市児童公園及び児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 5 議案第 4 2 号 美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 6 議案第 4 3 号 美祢市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 3 7 議案第 4 4 号 美祢市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 3 8 議案第 4 5 号 美祢市介護保険条例の一部改正について

- 日程第 3 9 議案第 4 6 号 美祢市看護師奨学金貸付条例の一部改正について
- 日程第 4 0 議案第 4 7 号 美祢市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 4 1 議案第 4 8 号 美祢市における太陽光発電設備の設置に関する条例
の制定について
- 日程第 4 2 議案第 4 9 号 美祢市給水条例の一部改正について
- 日程第 4 3 議案第 5 0 号 美祢市水道新設事業分担金徴収条例の一部改正につ
いて
- 日程第 4 4 議案第 5 1 号 新市基本計画の一部変更について
- 日程第 4 5 議案第 5 2 号 美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第 4 6 議案第 5 3 号 行政財産の貸付けについて
- 日程第 4 7 議案第 5 4 号 普通財産の貸付けについて
- 日程第 4 8 議案第 5 5 号 土地改良事業の一部を変更することについて
- 日程第 4 9 議案第 5 6 号 市道路線の変更について
- 日程第 5 0 議案第 5 7 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君） おはようございます。ただいまから、平成30年第1回美祢市議会定例会を開会いたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

本定例会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは議案第10号から議案第57号までの48件、また事務局からは会議予定表でございます。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第1号）、議案付託表及び執行部から第1次美祢市総合計画実施計画（第9期）の、以上3件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、高木法生議員、三好睦子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、会期は24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

市長より、施政方針演説を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 平成30年第1回美祢市議会定例会の開会に当たりまして、平成30年度の施政方針を申し述べ、議員の皆様を初め、市民の皆様に御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、3月21日をもって、新美祢市の誕生から10年という節目を迎えることとなります。これまで1市2町の一体感の醸成はもとより、第1次美祢市総合計画

基本構想の実現に向け、個別計画との整合性を図りながら、諸施策が順調に推進しておりますことは、議員を初め、市民の皆様の御理解と御協力のたまものと心から御礼を申し上げます。

来る3月21日には、関係各位に御臨席を賜り、記念式典を挙げていたし、これまで本市の発展に御尽力いただいた皆様に感謝申し上げるとともに、将来の本市を見据え、さらなる発展と飛躍に向け、新たなスタートを切る決意であります。

また、記念式典に併せ、講師に青山学院大学陸上競技部監督の原晋氏をお招きし、市民大学講座を開催いたしますので、皆様には楽しみにしていただければと存じます。

なお、これまでの市政の推進に対しまして、昨年11月に地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰を受賞いたしました。これは、「国際交流の推進」、「六次産業の推進」、及び「ジオパーク活動の推進」の三つの施策を本市の特色と強みと捉え、これを生かしたまちづくりが評価されたものであります。ここに、これまで御尽力いただきました皆様に、改めて感謝申し上げます。

さて、マスコミ報道されておりますことから皆様御存じかと思いますが、平成22年5月、県内在住の方が大嶺町奥分にあります本市化石採集場で採取された化石を、愛媛大学大学院理工学研究科に調査をお願いした結果、日本国内では初、東アジア中生代三畳紀後期初となるディキノドン類の化石であったことがわかりました。このディキノドン類は、四肢動物・短弓類・獣弓類に属する植物食の動物であり、中生代三畳紀後期とは、今から約2億3,000万年前ということであります。

化石採集場では、これまで貴重な植物化石や昆虫化石が産出されているところがありますが、このたびの発見は、昆虫だけでなく陸上動物も生息していたという、新たなストーリーを与えてくれたものであります。また、これ以外の陸上動物も生息していた可能性もあることから、まさに夢を与えてくれる発見であります。

市民の皆様には、今回の発見を契機に、改めて地域への関心を深めていただき、その魅力を見直していただくきっかけになることを期待しているところであります。

さて、本市は今、想定以上に人口減少と少子高齢化が進行している状況であります。このことは日本全体で言えることでありまして、昨年、我が国において誕生された方から、お亡くなりになった方を差し引いた自然減は過去最大となり、実に40万3,000人にも及んでいるところであります。

本市におきましては、昨年1年間で91人が誕生されました。一方、お亡くなりになった方は432人であり、自然減が341人という状況であります。また、本市への転入者から転出者を差し引いた社会減は118人であり、合計で459人の人口減となりました。

このような人口減少が続いた結果、合併時2万9,822人の人口が、本年1月末には2万5,106人となり、4,716人の減、率にして15.8%も減少しております。一方、全人口に対する65歳以上の割合は、合併時31.69%だったものが、本年1月末には40.2%と8.5ポイントも上昇している状況であります。

人口減少は、経済の発展に大きな影響を及ぼすこととなります。これは、商品の生産や工業・化学分野の開発など、あらゆる分野において働き手が少なくなることにより、商品や事業の新規開発など、各分野を発展・成長させていく人材も減ってしまいます。その結果、消費意欲も薄れてしまい、経済全体が冷え込んでしまうこととなります。

また、高齢化が進むことにより、年金・介護・医療などの社会保障関連経費が増加するなど、財政運営にも影響することが懸念をされております。とりわけ、本市のような中山間地域では、地域社会の活力を弱めるにとどまらず、地域の維持そのものが困難な事態へと深刻化していく可能性が否定できません。

これらは、国においても言えることで、安倍総理は今国会の冒頭で、「少子高齢化という国難とも呼ぶべき危機に直面している。」と表現されたものの、「世代や障害などの有無にかかわらず、全ての皆様がその可能性を存分に開花できる新しい時代を切り開いていくことで、この国難は克服できる。」と決意を述べられました。

このように人口減少や少子高齢化社会にあっても、本市の活力あるまちの実現に向け立ちどまることはできません。そのため、第1次美祢市総合計画基本構想の基本理念であります「市民が夢・希望・誇りを持って暮らす交流拠点都市美祢市」の実現に向け、後期基本計画の国際交流の推進、六次産業化の推進、ジオパーク活動の推進を柱としたまちづくりを推進いたします。

このため、安全・安心で住みやすい環境づくりを進めるとともに、農林業や観光の振興による交流人口の拡大や雇用の確保、子育て世代にも安心して住んでいただけるための支援と教育環境の充実、さらには医療・福祉・介護など、あらゆる分野

と連携し、皆様が暮らしていただけるよう諸施策を展開してまいります。

そこで、平成30年に当たりましては、私がこれまでさまざまな機会で申し上げております「市民が主役のまちづくり」、「住みたくなる、住み続けたいまちの創造」、「教育環境の充実」、「地域経済の活性化、雇用の拡大」、「市行財政改革の推進」の5つの柱と第1次美祢市総合計画後期基本計画及び個別計画との整合性を図りながら、今一番市民の皆様に必要な施策、将来の本市のために最も有効な施策を推進するため、限られた予算の中で効果的・効率的に事務事業を推進してまいります。

まず、私は市民の皆様との対話を重視した市政運営を基本姿勢といたしております。そこで、市内各地域におきましての移動市長室や子育て世代の方々を中心にした座談会を開催し、そこで拝聴いたしました貴重な御意見や御提言は、市政に反映したいと考えております。さらに、地域の問題と課題をみずから検証し、その解決は地域内で完結するための住民自治、協働意識の醸成を図ることも必要であります。

次に、本市の教育理念は「ひとが育つ ひとが輝く 教育の美祢」であり、21世紀を生き抜く人材を育成することにあります。子供たちはさまざまな環境のもとで成長していきますが、その環境になじめない子供たちの支援は、欠かすことができません。

また、小規模小学校で学ぶ児童の学習支援を行うことや、生きた英語力を身につけ、グローバルに活躍できる人材を育成するための事業を拡大し、実施すること、さらには遠距離から通学する児童・生徒に対して統一的な支援を実施することも、教育の充実のための有効な施策と考えます。さらに、スポーツや文化・芸術など、児童・生徒それぞれの個性を伸ばすことができるよう、環境を整備することも必要であります。

いずれにいたしましても、子供たちにしっかり向き合い、学ぶ楽しさや、学ぶことの充実感が得られることで、多くの方に「美祢市で学びたい、学ばせたい、育てたい」と思っただけの本市の教育を推進することは、ひいては定住促進につながられるものと考えております。

次に、地域経済の活性化、雇用の拡大のため、本市の強みとして挙げられることは、観光振興によるものと考えております。

本市には山口県を代表し、世界に誇れる秋芳洞・秋吉台を初め、多くの観光資源

があり、これらは「M i n e 秋吉台ジオパーク」のジオサイトでもあります。これらをさらに活用することで、観光交流人口の拡大を図ってまいります。

国においても、観光立国は地方創生の起爆剤と位置づけられていることは御承知のことと思います。そして2年後には昨年の1.4倍の4,000万人の訪日外国人観光客数を目標にしています。本市の強みとして美祢市台北観光・交流事務所を有していることから、台湾や東アジアの情報をいち早く入手することや、引き続き海外からのインバウンド、すなわち観光客の誘致活動の拠点として機能させます。

また、秋吉台を舞台とした自転車ロードレースの最高峰「Jプロツアー」を昨年引き続き開催することなどで、「サイクル県やまぐち」をリードし、観光とスポーツを融合させたイベントを開催してまいります。

さらに、地域経済の活性化、雇用の拡大において、農林業の振興も大変重要なものと考えております。昨年9月、本市の特産品である「美東ごぼう」が農林水産省の地理的表示保護制度、通称「G I 制度」に登録され、これは県内2番目の快挙でございました。これを契機に、特産品がさらに発展することを期待しているところであります。

なお、これら本市のいいことは、リアルタイムに情報を発信し、皆様に「美祢市っていいね。美祢市に行こう、行ってみたい。」と思っただけかなければなりません。

そこで、今年度、新たに開設した市公式フェイスブック「L I F E O F M I N E」や市公式インスタグラムなどのSNSに投稿することで、情報発信を強化しているところであります。

次に、本庁舎は、建築後58年が経過し耐震性が確保されていないばかりか、御高齢の方や体が御不自由な方などに配慮した建物とは言えないところもございます。このため、現在、美祢市本庁舎整備検討委員会に対しまして、本庁舎の整備に係る基本的な構想の策定等について諮問しており、5月ごろには答申をいただけると伺っております。この答申を踏まえまして、市議会の皆様とも協議・検討を重ねてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

さらに、昭和49年に建築した現在の消防庁舎を、新たに防災センターと高度情報化に対応した機能、さらに災害時の活動拠点としての機能を備えた新消防庁舎・防災センターとして整備事業を開始いたします。

本市のような小規模で中山間地域に位置する地方公共団体は、安全・安心の礎のもと、みずからの創意工夫と責任により、地域の特色を生かしたまちづくりを推進していく必要があることは申し上げるまでもございません。そのため、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら行財政改革を進め、行政の効率化と同時に満足いただけるサービスの向上、さらには自主財源の確保に努めなければなりません。

このたび、本庁舎整備計画の検討に当たり、合併前の合併協議会で策定した新市基本計画を財源確保の観点から一部変更し、5カ年延長することにいたしております。そして、今後安定した行財政運営の中で、行政課題を解決する必要がありますことから、現行の第2次行政改革大綱及び実施計画を1年前倒しする期間変更を行い、新たな行政改革大綱を第3次行政改革として取り組みに着手いたします。

これら、住みたくなる、住み続けたいまちの創造に向けた五つの柱の基本的な考えを申し上げました。今後、人口減少社会が予測される中、これを喫緊の課題と捉え、諸施策を推進してまいります。

そこで、平成30年度の本市当初予算を「新しい美祢市の創造 実現・実行予算」と位置づけました。そして重点プロジェクトの最上位であります定住促進、つまり住みたくなる、住み続けたいまちにつなげるため、こども医療費助成制度の拡大や病児保育施設整備など、子育て世代への支援事業を実施してまいります。

さらに、市内全域を考慮しながら、居住機能や医療・福祉・商業などの都市機能の立地、及び公共交通の充実に関して包括的に中心市街地を活性化させるための計画を策定することで、市民の皆様が、夢や希望を持って暮らしていただけるよう、先ほど申し上げた五つの柱とともに、第1次美祢市総合計画後期基本計画に掲げております、「安全・安心の確保」、「観光交流の促進」、「産業の振興」、「ひとの育成」、「行財政運営の強化」の基本目標を融合させ、必要で有効な事業は継続・拡大し、柔軟かつ大胆に事業を実施してまいります。

それでは、平成30年度の主な取り組みについて、本市総合計画の四つの重点プロジェクト、及びこれを後押しする五つの基本目標に基づき、主なものを順次御説明申し上げます。

まず、重点プロジェクトの最上位に位置する定住促進、すなわち、住みたくなる、住み続けたいまちの創造であります。先程から申し上げておりますとおり、定住人口を増加させることは、本市にとりまして最大かつ喫緊の課題でございます。我が

国全体が人口減少を迎えている中ではありますが、本市では、結婚から子育てまで切れ目のないサポート、とりわけ子育て世代や住宅環境整備に対する支援と事業を充実させることで、定住人口の増加を図ってまいります。

まず、働いている保護者にとりまして、子供が病気になった場合の看護は大きな課題であります。そこで、保育園などに通っている子供が病気になり、保護者が仕事を休むことができない場合などに保育を行う施設として、平成31年4月を開設予定として、病児保育施設を整備し、子育てと就労の両立を支援してまいります。

また、県内トップレベルの保育料軽減制度や、乳幼児に対する医療費助成及び小学生の医療費に対する自己負担の助成を継続するとともに、子育て世代から要望が多かった医療費負担の助成制度を、新たに中学生まで対象を拡大し実施いたします。

また、本市独自の定住施策として、住宅購入者や市外からの転入者、また、住宅取得により三世同居あるいは近居になった場合の補助をこれまでどおり実施し、転入への動きを加速させます。さらに、移住を促進するため、活用できる空き家の情報を収集し、空き家等情報バンクに登録する家屋について、所有権の移転経費や改修費を補助すること、さらにはお試し暮らしを希望される方に対し、住宅を貸し付けるなど転入の流れをつくります。

次に、重点プロジェクトの二つ目、「国際交流の推進」であります。

まず、美祢市台北観光・交流事務所の役割は、先ほど申しあげましたとおりであります。本市の将来を担う子供たちを育成するため、グローバル感覚と広い視点を養う美祢イングリッシュクラブやイングリッシュビレッジを開催するとともに、中学生の海外派遣及び英語検定料の補助などを実施いたします。

また、全ての小・中学校に英語指導助手を派遣し、小学校の外国語活動と、中学校の英語教育を充実させ、実践的コミュニケーション能力の育成と国際理解の向上を図る事業を実施いたします。

重点プロジェクトの3番目の六次産業化の推進であります。

先ほど、美東ごぼうがGI制度に登録されたことを申しあげました。その他にも地球公園たる大地で栽培された秋芳梨や厚保栗など、本市特産の農林産物や、これらを加工したミネコレクションの積極的なPRを図ってまいります。

この一環として、昨年11月、福岡市において「美祢グルメパーティー」と題し、本市の食材を使った食事イベントを開催いたしました。当日の料理は、日本イタリ

ア料理協会会長の落合務シェフがプロデュースされたこともあり、参加された皆様は本市の食材を使った料理を堪能されたところでもあります。また、このイベントは、地元マスコミにも取り上げられたことと相まって、大変好評を博したところでもあります。

これらさまざまなイベントを通じて本市の農林産物やミネコレクションの認知度を上げるとともに、商品のブラッシュアップやブランディングの支援を行い、起爆剤となり得るエース商品を創出することで、全体のブランド力を高めてまいります。

最後に、重点プロジェクトの4番目、ジオパーク活動の推進であります。

M i n e 秋吉台ジオパーク推進協議会の運営を強化し、世界ジオパークの認定を目指します。このため、英語圏の出身者を国際交流員として新規に採用し、ユネスコ世界ジオパークとの交流や、海外からの観光客の案内、さらには本市のジオ情報を世界へ発信できるよう体制の整備を行います。

また、現在56名おりますジオガイドのスキルアップはもちろんのこと、新規ジオガイドの養成を行うことで、ジオパークに対する市民の意識の向上と醸成が図れるよう事業を展開してまいります。

さらに、学術研究の拠点施設である秋吉台科学博物館や歴史民俗資料館などの研究活動及び展示物の更新により、教育と普及活動を推進し、併せて拠点施設の充実を図ってまいります。

そしてこれら、重要施策を、わかりやすさに楽しさとおもしろさを加えた情報発信のため、漫画・アニメーションを活用し、施策・事業の推進力を高め、定住促進、つまり、住みたくなる、住み続けたいまちへとつなげてまいります。

次に、五つの基本目標について御説明申し上げます。

それでは第1の、安全・安心の確保であります。

全ての人とともに助け合い、支え合いながら、住み慣れたこのまちで安全で安心して暮らしていただけるまちづくりを推進いたします。

昨年も全国各地で自然災害が発生をいたしました。とりわけ、7月5日から6日にかけて、福岡県と大分県を中心に発生した九州北部豪雨では、時間雨量120ミリメートル以上を観測し、多数の尊い人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしたところでもあります。

なお、本市消防本部から、延べ105名を緊急消防援助隊として被災地に派遣し、

孤立した方の避難誘導や状況確認などの任務に当たらせました。

このような自然災害を予知することは困難を極めることから、災害を受けた場合や救急体制の充実・強化のため高規格救急自動車を更新・整備するとともに、先ほど申しあげましたとおり、防災拠点として消防庁舎機能の充実を図るため、新消防庁舎・消防防災センターの整備に向け事業を開始いたします。

また、全国瞬時警報システム、いわゆる Jアラートの新型受信機を整備し、緊急情報伝達に要する時間の短縮や特別警戒に係る伝達情報の充実化を図ります。

また、本市の医療体制で強みと言えることは、二つの公立病院を有しているところでもあります。この病院と市内医療機関で必要な医療を安定的に提供しているところではありますが、慢性的な看護師等の人材不足は否定できません。これを解消するため、市内医療機関の看護師を確保するための奨学金貸付事業を継続するとともに、新たに准看護師にも奨学金貸付事業を拡大し実施いたします。

さらに、介護の分野において、安定的かつ継続的な介護サービスの提供体制を支援するため、市内介護サービス事業所に新たに就職した有資格者に対し、報償金を支給する介護人材就職支援事業を新規に開始いたします。

また、水道事業におきましては、美祢市水道ビジョンに基づき着実に事業を推進してまいります。まず、合併以降、旧 1 市 2 町の水道料金及び給水負担金の体系をそのまま継承しており、この統一が懸案事項であったところでもあります。

このたび、水道料金等を 8 月 1 日から統一するため、今期定例会に関係条例の一部改正を議案として提出しておりますが、このことにより市民の皆様の一体感の醸成がさらに図られるものと考えております。また、於福町田代地区の水道未普及地域解消事業において、配水管布設工事を進め、平成 31 年度当初には、下田代地区から給水ができるよう工事の進捗を図ってまいります。さらに、秋吉地区の硬度低減化事業については、配水管及び橋梁添架の実施設計を初め、実工事として配水管の布設工事を進めてまいります。

このほか、消費者の安全と安心を確保するため、市消費生活センターを中心に、地域や関係者の皆様と連携を深めながら、自立した消費者の育成に向け、消費者行政分野からも力強く取り組んでまいります。

第 2 及び第 3 の観光交流の促進及び産業の振興は、地域経済の活性化・雇用の拡大になります。

まず、観光交流の促進についてであります。

地域経済の活性化、雇用の拡大に向けて、本市の強みとして上げられることは、観光振興によるものと考えております。

また、本市の観光資源は教育や文化、伝統等と密接にかかわっており、まさに地方創生の起爆剤と言えるものでございます。

このさらなる振興を図るため、秋吉台景観・施設整備基本計画策定事業を実施し、秋吉台地域において快適で魅力ある観光地づくりに向けた環境整備方針を定め、景観・施設整備を主眼とした基本計画を策定いたします。

また、国内旅行者をターゲットに観光プロモーションを展開するとともに、美祢市観光協会と連携し、着地型観光の企画運営など、秋吉台・秋芳洞等への誘客を推進します。

さらに、明治150年の中核イベントであります「山口ゆめ花博」が、山口きらら博記念公園で9月14日から11月4日まで開催されます。本市におきましても市町デーの参加や連携イベントの開催など、成功に向け全面的に協力してまいります。

また、「使える秋吉台」、「Be秋吉台」を前面に出し、サイクリングやウォーク、またトレイルランニングやマラソンなど、スポーツツーリズムによる誘客の促進を図ります。なお、これらは、昨年ホームタウンとして連携したレノファ山口FCとのネットワークを活用し、本市の魅力を発信してまいります。

次に、第3の産業の振興についてであります。

美祢社会復帰促進センターとの協働のまちづくりを推進し、センターを活用した地方創生に向け、市場調査等の実施に基づき基本構想を策定いたします。このことにより、官民連携への意欲などについて民間事業者から広く意見や提案を求め、市場性を検討し雇用と経済の活性化につなげてまいります。

また、林業においては、約3万4,000ヘクタールある本市の民有林のうち、約50%は人工林であります。この資源を継続的に活用するため、新たに林業の担い手を育成する事業を実施いたします。なお、森林保全の取り組みは、水源の涵養や土砂災害などの防止にもつながるものと考えております。

また、商工業においては、商工会及び地元の事業者との連携を密にし、美祢がんばる企業応援資金融資事業や住宅リフォーム助成事業など、本市独自の支援を引き

続き実施いたします。また、大手企業の決算報道によりますと、多くの企業が増益とのことで好景気と判断されているところではありますが、本市のような地方にその実感が伴っていないのが現状であります。

このような中、関係者にお話を伺ったところ、地方への進出も検討されている企業も多いことから、私のトップセールスによるさまざまなネットワークを駆使しながら、各方面に出向き、企業の誘致活動を積極的に展開してまいります。

第4として、ひとの育成、すなわち教育充実都市であります。

教育環境の充実は、私が目指す都市像でありまして、まちづくりを進めていく上で、大きな柱としているものであります。平成30年度当初予算におきましては、ソフト事業を中心に取り組むことにしております。

まず、合併10周年記念事業として、中学生による議会を開催し、自由な発想による提言と、中学生目線による市の現状に対する意見をお聞きし、市政に反映させたいと考えております。この生徒たちが、議会において議論を交わすという体験を得ることは、今後、市政に対する関心を高めるものと期待をしているところであります。

また、小学校及び中学校においてICT教育、つまり情報通信技術を活用した教育に取り組み、情報化社会に対応した教育を推進いたします。これにより、効率的でわかりやすく、楽しく学ぶことができるとともに、デジタル機器になれることで、現代社会に求められているICT機器を使いこなせる人材の育成につながるものでございます。

また、小・中学校における遠距離通学費補助制度を見直し、補助内容を拡充した上で全市統一的な補助を行います。これは、学校への通学距離が片道3キロメートル以上の児童・生徒の保護者を対象とし、通学方法の実態に応じ経費を補助することで、保護者の負担軽減を図るものでございます。

さらに、公民館を中心とした生涯学習や、生涯スポーツの振興を図り、誰もが生涯にわたり主体的に学び、活動できる場の提供と支援を充実させます。とりわけ、旧耐震基準で建設され老朽化が著しい別府公民館を、3月末で閉校になる別府小学校に移転するための整備工事を施工し、利用される方々の利便性を高めるとともに、災害時にも対応できる施設として利用していただきます。

最後は、第5の行財政運営の強化、つまり市行財政改革の推進と市民が主役のま

ちづくりであります。

現在単市で運用しております行政システムの運用を、経費の削減及び災害やサイバー攻撃等から個人情報を守ることができる強固なシステムを構築するため、県内複数の市町と共同で、自治体クラウドの構築に向けた取り組みを行います。

また、4月から全国ほぼ全てのコンビニエンスストアで市税はもとより、上下水道料金や使用料等を納めていただけるようにいたします。このことにより、納税をされる方の利便性を図ることができるとともに、収納率の向上と収納・徴収業務の効率が図られるものであります。

また、市民の皆様と地域活動の団体の住民自治、及び協働意識の醸成を図るとともに、市民活動団体を支援するセンターの設置に向け準備を行い、市民が主役のまちづくりの一環として機能をさせます。

さらに、先ほども申し上げましたが、新市基本計画を財源確保の観点から一部変更し、5カ年延長するとともに、中長期的な財政計画や第3次行財政改革として新たな行政改革大綱に着手することにより、健全な行財政基盤を確立するものであります。

また、平成32年度を初年度として、将来の美祢市に向けた新たなるまちづくりの指針となる第2次美祢市総合計画の策定に着手いたします。

今後、人口減少が予想される中、市税や国からの交付金など、市の施策に必要な財源の増加が見込める状況とは言いがたいところであります。しかし、将来にわたって必要な住民サービスを適切に提供するとともに、サービスの向上を図ることで、皆様に住みたい、住み続けたいと思っただけのような施策が必要であります。

そのことから、常に経営感覚を持ち、事務・事業の点検・評価・検証及び改善を怠ることなく、行財政改革に取り組んでまいります。

くしくも、市制施行10周年の本年は、明治改元から起算し150年という記念すべき年でもあります。明治以降、近代国民国家への第一歩を踏み出した日本は、多岐にわたる取り組みを行い、国としての基本的な形を築き上げました。それが、内閣制度及び立憲政治・議会政治の導入、また鉄道の開業や郵便制度の施行などの技術革新・産業化の確立、さらには義務教育の推進などであります。

これら明治維新のきっかけの舞台となったところが山口県、また本市と言っても過言ではございません。私たちは、この先人たちの志と行動力に学び、これを今に

生かし、また、未来につなげていく義務があると考えているところであります。

以上、平成30年度の施政方針を申し述べました。

市民の皆様が、夢・希望・誇りを持って暮らしていただき、住みたくなる、住み続けたいまちの創造に向け、全力を尽くす所存でございます。

どうか、議員の皆様を初め、市民の皆様には御理解をいただき、より一層の御支援助と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、平成30年度の施政方針といたします。

○議長（荒山光広君） この際、10時50分まで休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時52分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第3、議案第10号から、日程第50、議案第57号までを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、平成30年第1回美祢市議会定例会に提出いたしました議案48件について、御説明申し上げます。

議案第10号は、秋芳北部地域統合保育園建設（建築主体・屋外整備）工事の請負契約の一部変更に関する専決処分の承認についてであります。

これは当初、工事の完成期日を平成30年2月28日までとしておりましたが、昨年の12月からことしの2月初旬にかけて、例年に比べ低温や積雪の期間が多く、建築主体については工程どおり進んだものの、屋外整備工事において、品質確保のためにコンクリートや塗装、タイルなどの工程がおくれたことから、工期を平成30年3月16日まで延長するものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第11号は、平成29年度美祢市一般会計補正予算（第8号）であります。

このたびの補正は、各事業の決算見込みによる調整や国の補正予算に呼応した事業にかかわる予算を計上するとともに、債務負担行為の補正及び年度内に完成が見

込めない事業について、繰越明許費の設定並びに地方債の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

主なものについて費目ごとに申しますと、議会費では、委員長数等の変更に伴い、報酬を51万8,000円減額しております。

総務費では、退職手当を4,236万7,000円追加しております。

民生費では、事業費の確定に伴い、過年度国県補助金精算返還金等を追加しております。

衛生費では、病院事業局職員の退職手当に係る繰出金を181万7,000円追加しております。

農林費では、国の補正予算に呼応して事業を実施するための経費を追加するほか、本年度の実績に鑑み、有害鳥獣捕獲奨励事業補助金を403万5,000円追加しております。

商工費では、市が主催する事業と併せて実施した秋芳洞等への観覧料減免に伴う損失補填として、観光事業特別会計繰出金を68万4,000円追加しております。

以上が、歳出についての補正の主な内容であります。

一方、歳入においても、事業費の増減により調整を行っており、国・県支出金や分担金及び負担金等特定財源について2億7,121万6,000円を減額しております。

また、地方債につきましては、過疎地域自立促進特別事業債、いわゆる過疎ソフト事業分として、7,680万円を追加する一方、各事業の決算見込みに応じて調整を行った結果、総額で1億3,740万円の減額となったところであります。

その他、市税については、決算見込みに基づき2,000万円を追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億八千百——失礼しました。3億8,311万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億8,306万8,000円とするものであります。

次に、繰越明許費につきましては、年度内に完成が困難と見込まれる事業3件について総額9,415万1,000円を平成30年度へ繰り越す限度額の設定をしております。

次に、債務負担行為の補正であります。看護師奨学金貸付金について、限度額の変更を行っております。

次に、地方債の補正であります。過疎ソフト事業分として、福祉医療助成事業債など5件を追加するとともに、公立保育所施設整備事業債等9事業につきまして、事業量の増減等により地方債の変更を行うものであります。

議案第12号は、平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

このたびの補正は、決算見込みに基づき、保険給付費や介護納付金及び共同事業拠出金等の増減調整を行うものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,077万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,841万4,000円とするものであります。

議案第13号は、平成29年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）であります。

このたびの補正は、各事業の決算見込みによる調整や、市が主催する事業と併せて実施した秋芳洞等への観覧料減免に伴う損失補填にかかわる一般会計繰入金等について補正するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,204万6,000円とするものであります。

議案第14号は、平成29年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）であります。

このたびの補正は、決算見込みに基づき、総務費、保険給付費及び地域支援事業費の増減調整を行うものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億714万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,869万3,000円とするものであります。

議案第15号は、平成29年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、決算見込みに基づき、後期高齢者医療広域連合納付金につい

て調整を行うものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ461万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,950万3,000円とするものであります。

議案第16号は、平成29年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、収入において、業務予定量の決算見込みによる見直しを行うとともに、支出においては給与費、材料費等の決算見込みによる調整を行い、収入と支出の減額補正を行うものであります。

まず、収益的収入及び支出において、収入では美祢市立病院事業収益を9,635万3,000円、市立美東病院事業収益を3,640万3,000円、介護老人保健施設事業収益を980万6,000円それぞれ減額し、収入総額を40億5,700万円とするものであります。

一方、支出では、美祢市立病院事業費用を4,423万1,000円、市立美東病院事業費用を4,057万1,000円それぞれ減額するとともに、介護老人保健施設事業費用については149万6,000円増額し、支出総額を40億6,931万4,000円とするものであります。その結果、当年度純損失が1,355万5,000円となる見込みであります。

議案第17号は、平成30年度美祢市一般会計予算であります。

新年度予算につきましては、先ほど施政方針で申し述べたことを念頭に、厳しい財政状況の中、選択と集中の視点に立ち、限られた財源を効果的・効率的に活用し、予算編成を行ったところでありますが、その結果、平成30年度の一般会計予算の総額を165億4,000万円とし、前年度と比較して3億2,000万円の減となったところであります。

それでは、内容について、費目の順に従いまして御説明をいたします。

まず、議会費では、議事録作成支援システムの増加等により、前年度比0.6%増の1億4,330万7,000円を計上しております。

総務費では、証明書コンビニ交付事業の増加等により、前年度比7.7%増の19億3,779万2,000円を計上しております。

民生費では、秋芳北部統合保育所整備事業に係る事業費の減少などにより、前年

度比3.4%減の46億3,164万5,000円を計上しております。

衛生費では、衛生センター設備更新工事の増加などにより、前年度比5.5%増の21億9,070万9,000円を計上しております。

労働費につきましては、前年度比0.3%増の5,412万9,000円を計上しております。

農林費では、団体営農地防災事業の減少等により、前年度比3.5%減の9億9,976万1,000円を追加しております。

商工費では、費目の変更に伴うジオパーク推進事業の増加等により、前年度比4%増の4億8,117万8,000円を計上しております。

土木費では、橋梁整備事業の増加等により、前年度比3.9%増の12億4,547万1,000円を計上しております。

消防費では、消防庁舎・防災センター整備事業の増加等により、前年度比2.4%増の6億1,852万8,000円を計上しております。

教育費では、小学校施設整備事業費の減少等により、前年度比50.1%減の12億7,599万円を計上しております。

災害復旧費では、総額2,021万円、公債費につきましては、起債の繰上償還に伴い、元金と利子を合わせて前年度比40.2%増の29億2,328万円を計上しております。

以上が、歳出についての主な内容でございます。

次に、歳入について、主な内容を御説明いたします。

まず市税は、固定資産税の減少を見込み、前年度比0.9%減の31億6,672万9,000円を計上しております。

地方消費税交付金につきましては、近年の実績推移から前年度比5%減の4億4,919万3,000円を計上しております。

地方交付税については、合併算定替えの逡減等により、普通交付税の減少を見込んでおりますが、特別交付税については、算定数値の見直し等により増額が見込まれており、地方交付税全体では、昨年度同額の61億円を計上しております。

また特定財源のうち、市債を除いた分担金・負担金・国庫支出金については、45億7,696万5,000円を計上しており、市債につきましては、小学校施設整備事業等の大型建設事業の減少により前年度比72.6%減の4億7,

810万円を計上しております。

このほか、繰入金では、財政調整基金を8億5,000万円、ゆたかなまちづくり基金を2億100万円、ふるさと美祢応援基金を6,269万8,000円、ふるさと人財育成基金を231万1,000円繰り入れるとともに、第3セクター等改革推進債等の繰上償還に伴い、減債基金を10億9,074万6,000円繰り入れることとしており、繰入金合計では、22億675万5,000円を計上しております。

次に、債務負担行為につきましては、自治体クラウド整備・運用事業ほか11件について新規に設定し、地方債においては、防災対策事業債のほか18件の限度額設定を行っているところであります。

以上が、平成30年度美祢市一般会計予算の主な内容でございます。

続きまして、議案第18号は、平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算、議案第19号は、平成30年度美祢市観光事業特別会計予算、議案第20号は、平成30年度美祢市環境衛生事業特別会計予算、議案第21号は、平成30年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算、議案第22号は、平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算、議案第23号は、平成30年度美祢市介護保険事業特別会計予算、議案第24号は、平成30年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

以上、7つの特別会計の予算総額は85億3,013万円であり、それぞれの事業の推進に鋭意取り組んでまいります。

議案第25号は、平成30年度美祢市水道事業会計予算であります。

平成30年度は、合併以来の課題でありました水道料金の統一について御審議いただいた料金審議会の答申を基本としつつ、議会を初め、多方面からいただいた御意見を参考にし、策定しました議案第49号の給水条例改正案に基づき、予算を計上しております。

平成30年度の業務の予定量としましては、給水戸数を1万165戸とし、年間の給水量を、前年度比98.1%の275万2,000立方メートルとするものであります。

また、主な建設改良事業として、上野・秋吉地区の水道統合整備事業であります秋吉岩永地区硬度低減化事業について、事業を着実に進めるとともに、送配水管布

設及び橋梁添架の実施設計を行う計画であります。

その他は、引き続き水道未普及地域解消事業として田代地区の配水管布設や、祖父ヶ瀬浄水場更新事業の基本設計、国庫補助事業の於福及び厚保地区老朽管布設替え等の事業を予定しております。

次に業務の予定額であります。

まず、収益的収支につきましては、収入として営業収益を4億3,483万2,000円、一般会計からの繰入金及び長期前受金戻し入れを主とした営業外収益を3億3,583万4,000円計上し、収入総額を7億7,066万6,000円とするとともに、支出では、営業費用を6億8,395万2,000円、営業外費用等を5,057万3,000円計上し、支出総額を7億3,452万5,000円といたします。

この結果、予算から見た税抜き収益的収支は、当年度純損失372万9,000円を予定しているものであります。

次に、資本的収支につきましては、収入として水道未普及地域解消事業や上野・秋吉地区水道統合整備事業等に充当する企業債を3億3,100万円、厚保地区・於福地区の老朽管更新事業等への国庫支出金や出資金など、1億4,809万2,000円を計上し、収入総額を4億7,909万2,000円といたします。

支出では、上野・秋吉地区水道統合整備事業等のほか、配水管及び機器装置等の更新にかかわる建設改良費を5億9,810万5,000円、企業債償還金等を2億723万7,000円とし、支出総額を8億534万2,000円とするものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,625万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填するものであります。

今後の事業経営に当たりましては、統一した新料金の制定とともに、事業継続に必要な所要額を含む適正な料金の検討を進め、財政基盤の強化を図り、安定経営に努めてまいりたいと考えております。

このことにより、美祢市水道ビジョンに掲げた目標「おいしくて 安心とどける美祢の水」を、安全・強靱・持続という3つの観点から具現化し、信頼される水道事業であり続けるよう努めてまいります。

議案第26号は、平成30年度美祢市公共下水道事業会計予算であります。

まず、本年度の業務の予定量であります。年間の総処理水量は、約102万6,000立方メートルであります。

事業としましては、処理場等の長寿命化計画による中央監視制御設備及び最終沈澱池等の更新を進めながら、長寿命化計画の後継計画となる美祢市公共下水道施設ストックマネジメント計画を策定し、施設更新を計画的に進めてまいります。

次に、収益的収支につきましては、収入として営業収益を1億5,984万3,000円、一般会計からの繰入金を、長期前受金戻し入れを主とした営業外収益を4億1,571万7,000円計上し、収入総額を5億7,556万円といたします。

一方、支出では、営業費用を4億9,341万3,000円、営業外費用等を5,505万1,000円計上し、支出総額を5億4,846万6,000円といたします。

この結果、収益的収支における、予算ベースの税抜き当年度純利益は2,085万7,000円になる予定であります。

次に、資本的収支につきましては、長寿命化計画による更新事業等に充当する企業債を5,800万円、国庫補助金を8,360万円、一般会計からの出資金等を1億9,528万1,000円計上し、収入総額を3億3,688万1,000円といたします。

一方、支出では、昨年度に引き続き、処理場等長寿命化計画による工事等による建設改良費を1億7,260万円、企業債償還金等を2億8,690万2,000円とし、支出総額を4億5,950万2,000円といたします。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,262万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

今後の事業経営に当たりましては、地方公営企業の理念に基づき経営基盤の強化を図りながら、水環境保全と市民の皆様に快適な生活を提供するため、力を尽くしてまいります。

議案第27号は、平成30年度美祢市病院等事業会計予算であります。

全国的な医師を初めとする医療スタッフ不足の影響等から、自治体病院を取り巻

く環境の厳しさは依然として続いております。このような中、美祢市立2病院は、「新美祢市病院改革プラン」に基づき、その将来像である「市民が受診したくなる病院、医師にとって魅力のある病院」となることを目指し、本市の地域医療や地域包括ケアシステムの中核的役割を担っているところであります。

また、来年度は診療報酬・介護報酬の同時改定も行われることから、その動向を見据え、より一層効率的な経営を進めてまいり所存であります。

さて、平成30年度の予算につきましては、業務量として、1日平均の患者数及び利用者数を、美祢市立病院において入院123.1人、外来は透析を含めて157人と見込むとともに、一方、市立美東病院においては入院87.5人、外来133.6人と見込み、介護老人保健施設では入所64人、短期入所4人、通所19人と見込み、訪問看護ステーションでは、利用者を23.9人と見込んで本予算を編成しております。

まず、収益的収入及び支出についてであります。

収入では、病院事業収益を、病院医業収益30億6,163万1,000円、病院医業外収益6億605万3,000円、病院経営改革事業収益680万円、合計36億7,448万4,000円とするとともに、介護老人保健施設事業収益を、介護老人保健施設事業収益3億3,456万1,000円、介護老人保健施設事業外収益3,031万7,000円、合計3億9,487万8,000円と見込み、また、訪問看護事業収益を、訪問看護事業収益5,385万3,000円、訪問看護事業外収益297万5,000円、合計5,682万8,000円と見込み、収入総額を41億2,619万円とするものであります。

支出では、病院事業費用を、病院医業費用34億5,907万2,000円、病院医業外費用6,358万2,000円、病院経営改革事業費用8,998万2,000円、予備費400万円、合計36億1,663万6,000円とするとともに、介護老人保健施設事業費用を、介護老人保健施設事業費用3億8,803万8,000円、介護老人保健施設事業外費用568万3,000円、予備費100万円、合計3億9,472万1,000円と見込み、また、訪問看護事業費用を、訪問看護事業費用5,533万1,000円、予備費10万円、合計5,543万1,000円と見込み、支出総額を40億6,678万8,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入では、病院事業において、企業債1億4,890万円、負担金2億5,175万3,000円、合計4億65万3,000円とするとともに、介護老人保健施設事業において、負担金1,572万3,000円、出資金3,000万円、合計4,572万3,000円とし、収入総額を4億4,637万6,000円とするものであります。

これに対し支出では、病院事業において、建設改良費2億421万9,000円、企業債償還金3億3,870万8,000円、合計5億4,292万7,000円とするとともに、介護老人保健施設事業において、企業債償還金3,123万3,000円とし、支出総額を5億7,416万円としております。

この結果、差し引き不足いたします1億2,778万4,000円については、過年度分損益勘定留保資金と当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第28号は、美祢市総合支所及び出張所設置条例の一部改正についてであります。これは、別府公民館を平成30年3月31日をもって廃止する別府小学校へ移転することに伴い、併せて別府出張所の位置を変更する等の所要の改正を行うものであります。なお、この条例は、一部を除き平成31年4月1日から施行するものであります。

議案第29号は、美祢市個人情報保護条例及び美祢市情報公開条例の一部改正についてであります。

これは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正、施行されたことに伴い、美祢市個人情報保護条例及び美祢市情報公開条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、個人情報の定義の明確化を図るとともに、要配慮個人情報を新たに規定するものであります。なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第30号は、美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

これは、本年7月から証明書コンビニ交付事業を開始することに伴い、個人番号カード所有者がコンビニエンスストアに設置した多機能端末機において、印鑑登録証明の交付を受けることができるようにするため、所要の改正を行うものであります。なお、この条例は、平成30年7月1日から施行するものであります。

議案第31号は、美祢市総合計画条例の制定についてであります。

地方自治法の総合計画基本構想の策定の根拠となる規定は、地方分権の推進の観点から平成23年に削除されておりますが、このたび新たに第2次美祢市総合計画を策定するに当たり、本市における総合計画の位置づけを明確にするとともに、その策定に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第32号は、美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてであります。

これは、退職給付の官民均衡を図るため、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が公布、施行されたことに準じて、美祢市職員の退職手当に関する条例の一部を改正するものであり、改正の内容は、職員手当の調整率を、「100分の87」から「100分の83.7」に引き下げるものであります。この条例は、平成30年3月31日から施行するものであります。

議案第33号は、美祢市債権管理条例及び美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてであります。

これは、市の一体的な債権管理を推進するため、病院等事業にかかわる債権を対象範囲とする所要の改正を行うものであります。なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第34号は、美祢市手数料条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、美祢市手数料条例の消防法関係部分の一部を改正するものであります。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第35号は、美祢市学校教育施設整備基金条例の制定についてであります。

国庫補助事業完了後、10年以上経過した学校を、民間事業者等へ有償により貸与または譲渡する場合、国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てることで、国庫納付金が免除されることとなっております。このことから、本市においても学校の再編統合による遊休施設の有効活用を図るため、学校教育施設の整備に要する経費に充てることを目的とした美祢市学校教育施設整備基金条例を制定するものであります。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第36号は、美祢市立小学校設置条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、平成31年3月31日をもって赤郷小学校を廃止し、大田小学校に統合するための所要の改正を行うものであります。なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

議案第37号は、美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、美祢市立小中学校の児童・生徒に対する遠距離等の通学費について、市町村合併前の補助規程や、学校統廃合時の取り決め等からなる現行の補助内容の整理、見直しを行い、全市統一的な補助制度に改めるものであります。補助内容を拡充し、通学の実態に応じた補助を行うことにより、地域間における不公平感の解消、及び保護者の負担軽減を図ります。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第38号は、美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

これは、美祢市公共施設等総合管理計画に基づく施設カルテ作成に伴い、各公民館の位置を再確認したところ、厚保公民館において地番に変更が生じていたことが判明したため、位置を変更するものであります。また、別府公民館を平成30年3月31日をもって廃止する別府小学校へ移転することに伴い、所要の改正を行うものであります。なお、この条例は、厚保公民館については公布の日から、別府公民館については平成31年4月1日から施行するものであります。

議案第39号は、美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

これは、平成30年3月31日をもって廃止する別府小学校の体育館を体育施設として活用するため、所要の改正を行うものであります。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第40号は、美祢市児童館の設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。

これは、嘉万児童館で行っていた児童クラブを平成30年4月に新しく開校する秋芳桂花小学校内で行うことに伴い、平成30年3月31日をもって嘉万児童館を閉館するため、当該施設に関する条例を廃止するものであります。なお、この条例

は、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第41号は、美祢市児童公園及び児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、平成30年3月31日をもって閉館する嘉万児童館に併せて、児童館敷地内の嘉万児童遊園を廃止するため、所要の改正を行うものであります。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第42号は、美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、国民健康保険法の規定により、住所地特例を受けている者が後期高齢者医療制度に加入した場合は、その適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることから、所要の改正を行うものであります。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第43号は、美祢市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

これは、国民健康保険法施行令の改正に伴い、美祢市国民健康保険条例の一部を改正するものであり、国民健康保険事業の運営において、平成30年度から都道府県が市町村とともに保険者となるため、国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称等について、所要の改正を行うものであります。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第44号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

これは、国民健康保険法の改正に伴い、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。国は、このたび持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険事業の制度改正を行い、平成30年度からは都道府県が市町村とともに保険者となり、財政運営の責任主体としての役割を担います。

また、都道府県は市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、その上で標準保険料率を算定することとなります。本市においても、県に対しまして事業費納付金を納める必要が生じることから、県が提示した賦課方式及び標準保険料率に基づいて、国民健康保険税を賦課・徴収することとなるため、本市の国民健康保険税賦課方式について、現在の4方式から資産割を除いた3方式に変更するとともに、

国民健康保険税率等の賦課割合について所要の改正を行うものであります。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第45号は、美祢市介護保険条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、平成30年度から32年度までの3カ年を計画期間とする第7期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者の保険料率の改定を行うものであります。保険料の算定に当たりましては、介護保険事業計画における介護給付等対象サービスの見込み量や、第1号被保険者の保険料負担割合、また介護報酬改定の影響等を考慮した結果、第7期の基準保険料につきましては、第6期と同額の年額7万80円としております。

これは、要介護認定者の増加に伴うサービスの給付費や地域支援事業費の増加、介護報酬の増額改定等の影響はあるものの、第6期期間中に積み立てた介護給付費準備基金を取り崩すことにより、基準保険料の増額を抑制しているところであります。

第7期の基準保険料については、据え置きを行ったものの、依然として高い水準であることから、第6期に設定した13段階による多段階設定は継続することとしており、負担能力に応じた負担や低所得者の負担軽減を行うこととしております。

一方で、介護保険法施行令や施行規則の改正等により、所得指標の見直しや合計所得金額の区分の見直しが行われたことから、所要の改正を行っているところであります。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第46号は、美祢市看護師奨学金貸付条例の一部改正についてであります。

これは、現行の看護師奨学金貸付制度の対象範囲を准看護師まで拡大することにより、美祢市内医療機関等の看護師等のさらなる充実を図るものであります。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第47号は、美祢市都市公園条例の一部改正についてであります。

これは、都市公園法施行令の一部改正により、これまで国が一律に定めていた都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の総計の割合について、上限を条例で定めることとなったことに伴い、美祢市都市公園条例の一部を改正するため、市議会の議決を求めるものであります。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第48号は、美祢市における太陽光発電設備の設置に関する条例の制定につ

いてであります。

これは、本市において、太陽光発電設備を設置するに当たり、設置に関する必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備の適正な設置を促し、市民の良好な生活環境を保全し、安全かつ安心な生活を確保することを目的として、美祢市における太陽光発電設備の設置に関する条例を制定するため、市議会の議決を求めるものであります。なお、この条例は、平成30年5月1日から施行するものであります。

議案第49号は、美祢市給水条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、給水負担金及び水道料金について改正するものであります。現行の水道料金及び給水負担金は、合併以前の旧美祢市、旧美東町、旧秋芳町の料金体系をそのまま継承したもので、差異があります。このため、水道料金を統一することが市民の一体感の醸成を図る観点からも重要であるとの判断から、平成28年に美祢市上下水道料金審議会を設置し、水道料金の統一と適正な料金体系等について諮問するとともに、平成29年4月に答申を受けたところであります。

今回の水道料金の改定に当たっては、審議会からの答申を基本としつつ、料金体系に差異がある現行料金を、まずは統一することに主軸を置き、市民の8割以上の御家庭で使用されている口径13ミリの方の料金を、美祢地域の料金水準に統一するものであります。13ミリ使用の方の改定率は、美祢地域が100%、美東地域は71%、秋芳地域は86.6%となり、家庭用では値下がりとなります。

この改定では、全口径を合わせた改定率は、美祢地域が115.4%、美東地域は78.2%、秋芳地域は89.7%となり、美祢市全ての合計の改定率は、現在の給水収益の102.3%となります。

次に、給水負担金の統一であります。

給水負担金は、新規に給水すると経費が増加することに対して、従来からの水道使用者との間の負担金の公平を図る措置として、支払っていただく負担金であります。給水負担金についても、水道料金と同様に地域差がありましたが、審議会の答申のとおり、美祢地域の例により統一するものであります。この統一により、家庭用13ミリの給水負担金は税抜きで3万円に統一され、美東地域は5万円の引き下げ、秋芳地域は10万5,000円の引き下げとなります。なお、この条例は、平成30年8月1日より施行するものであります。

議案第50号は、美祢市水道新設事業分担金徴収条例の一部改正についてであり

ます。

このたびの改正は、合併後も統一されていなかった水道新設工事分担金を統一するものであります。水道給水地域の拡張事業において本管を新設し、地域を拡張する工事をするときには、対象地域内の給水申し込み者から工事分担金の御負担をいただいております。この負担金の額について、市内の拡張事業の状況と実績を鑑み、新設事業に要する事業費の100分の40以内に統一するため、所要の改正を行うものであります。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第51号は、新市基本計画の一部変更についてであります。

これは、東日本大震災に伴う合併市町村にかかわる地方債の特例に関する法律の適用を受けるため、新市基本計画の一部変更を行う必要があり、市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第52号は、美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。

これは、美祢市過疎地域自立促進計画に記載しております事業計画に、新たに電気通信施設等情報化のための施設、有線テレビジョン放送施設等を追加するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第53号は、行政財産の貸付けについてであります。

このたび山陽小野田市の長州産業株式会社から、美祢市養鱒場の養殖池3槽を借り受け、チョウザメの養殖を行いたい旨の計画書が提出されました。これは本市にとって、養鱒場の新たな魅力づくりとジオサイトである弁天池のさらなる情報発信により、本市の地域産業の発展と観光の活性化につながることを期待できると考えております。

つきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間、長州産業株式会社へ行政財産を貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第54号は、普通財産の貸付けについてであります。

これは、平成26年3月に閉校となりました旧本郷小学校校舎を、秋芳町の農事組合法人ほんごうファームに貸し付けを行うものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求めるものであります。なお、貸し付け

期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としております。

議案第55号は、土地改良事業の一部を変更することについてであります。

これは、平成26年12月議会において承認をいただき、平成27年度から事業着手しております伊佐町伊佐大浴地区のため池改修工事におきまして、工法の一部変更が生じ、事業費が減額となったことから、土地改良事業の計画を一部変更するため、土地改良法第96条の3第1項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第56号は、市道路線の変更についてであります。

これは、都市計画道路として現在整備しております区間を市道渋倉伊佐線にするとともに、起点の変更を行うものであります。つきましては、道路法第10条第3項の規定において準用する第8条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第57号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

これは、平成30年6月30日をもって人権擁護委員の松田雅氏と伊賀龍彦氏が任期満了となることから、伊賀龍彦氏を再任候補として、また、松田雅氏の後任候補として笹尾透氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案48件について、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。日程第3、議案第10号専決処分の承認について（秋芳北部地域統合保育所建設（建設主体・屋外整備）工事の請負契約の一部を変更することについて）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第10号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第4、議案第11号平成29年度美祢市一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第12号平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第6、議案第13号平成29年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第14号平成29年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第15号平成29年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第16号平成29年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） この議案については、所管の委員会ではありませんので、総括的に質問をしたいと思っております。

今回、美祢市病院等事業会計補正予算、こういったところ、いつも皆さんも見ておられますけど、この損益計算書、貸借対照表、そういった中で一番、皆さん関心を持っておられるのは、非常にいつも当年度純損失が幾らであったか、また前年度繰越欠損金がどうか、当年度末のこの未処理欠損金がどうなのかということで、この中で、当年度未処理欠損金が4億5,500万、そういう結構、額がこの二、三年から急激にちょっと高くなっています。

そういった中で、貸借対照表の流動資産でありますキャッシュフロー、現金については7億程度ぐらいあるということで、これがなくなったら大変ですけど、それがちゃんとあるということでは安心はしております。

それで、美祢市立病院、美東病院、それぞれ療養病床40と49で89床あります。そういったところをやっぱり市民の家族の方がそういったところに入って、本当にお世話になって、助かるし、何とかあそこでおっていただきたい。しかし一方では、医療単価が下がると、思った以上に収益が上がらない。こういったこともあるわけですよ。

今、本当にどこの自治体もそうですけれども、医療と介護のつながりがなかなかうまくいっていない。これは美祢市だけじゃなくて、ほかの自治体も同じように医療、介護の流れが十二分にできていない。そういった問題点もありますし、今後、地域包括ケアシステムがさらに深化していくことが重要であるとも言われているわけでございます。

それですと、特にこれから2つの病院を維持していくためにあって、特にこの

28年度決算のときには、病院の先生の体調不良とかもあって、また1人の病院の先生がおられたら、収益が2億から3億上がるということも言われていますし、実際その28年のときには、その病院の先生の体調悪かったということで、実際おられなかった、この2億から3億程度、収益的収支が上がらなかったという。それで最終的に、当年度未処理欠損金がふえて、そしてこの29年度のこの決算では、当年度の未処理欠損金4億5,595万5,000円ということで、そういった形になっております。

今後、この病院事業における、美祢市病院等事業における、この経営に対して、私は今、先生のいろんな大変さもあると思いますけれども、そういったいろいろな運営上のリスクもある。収支が一段と悪くなる可能性もある。また、介護と医療の流れが十二分に混合できてまだいない。今後そういったところを踏まえていくと、非常にこの病院事業における収支というのが、一段と悪くなっていく危険性があるなという、ちょっと私自身、そのように感じているところでございます。

それで今後、この病院事業、そういったさまざまな問題点を抱えながら、どうこれからの、この美祢市の市立病院の事業運営を進められていこうとされておるのか、この点について伺います。

○議長（荒山光広君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） ただいまの岡山議員の御質問に、私の知っている限りの答えをお答えします。

確かに、今まで医療と介護というのは、必ずしもうまく連携がとれてなかったというふうに思います。地域包括ケアシステムという、政府が地域医療構想の一環として唱えて、それを推進するように地方にも言ってまいりました。私たちもそういう意味で、美祢市立病院、美祢市立美東病院に包括ケア病棟、回復期病棟ですね、それを少し増床する予定にしております、うまく一般病床、急性期からの患者さんをその回復期に入れて、自宅とか、あるいは施設なんかに退院していただくというような流れをつくってまいりたいというふうに思っております。

地域包括ケアは、これは経営の面では、少し入院単価が一般病床よりは高いということで、経営改善にもつながっていくかというふうに思っております。昨年、29年、まだはっきりした決算は、病院事業局としての決算は、29年度はまだ出ていませんが、28年度よりは改善しております。今さらに新病院改革プランに乗

って、さらにこの経営改善を推し進めていこうというふうに思っておりますので、急激な赤字の解消はちょっと難しいかもしれませんが、近年中には赤字の解消に向かっていくのではないかとというふうに期待しております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、所管の委員会へ付託いたします。それでは、午後1時まで休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第10、議案第17号平成30年度美祢市一般会計予算の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、所管の委員会へ付託いたします。日程第11、議案第18号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、所管の委員会へ付託いたします。日程第12、議案第19号平成30年度美祢市観光事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、所管の委員会へ付託いたします。日程第13、議案第20号平成30年度美祢市環境衛生事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第21号平成30年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第22号平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第23号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第24号平成30年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第25号平成30年度美祢市水道事業会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第26号平成30年度美祢市公共下水道事業会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第20、議案第27号平成30年度美祢市病院等事業会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第21、議案第28号美祢市総合支所及び出張所設置条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第22、議案第29号美祢市個人情報保護条例及び美祢市情報公開条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第23、議案第30号美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第24、議案第31号美祢市総合計画条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第25、議案第32号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第26、議案第33号美祢市債権管理条例及び美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第27、議案第34号美祢市手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第28、議案第35号美祢市学校教育施設整備基金条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 所管の委員会ではありませんので、お尋ねいたします。

この中で、「設置」の1条と2条について、「必要な資金を積み立てる」とあります。そして、「積み立てる額は」とありますが、この1条と2条について、ちょっと詳しく説明できるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 千々松教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（千々松雅幸君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

基金条例第1条につきましては、本議案は、議案第54号とも関連するものでありますけれども、第1条では、あくまでもこの基金の設置目的を定めたものでありまして、学校教育施設、学校の施設整備に要する経費に充てることを目的としております。第2条の「積立て」については、積み立てる額を定めたものでありますけれども、54号と関連するんですけども、具体的には、有償で貸し付けを行う場合には、その貸付料に国庫補助金相当額、そのときの実質補助率を乗じたものを積み立てるようになります。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。三好議員。

○8番（三好睦子君） そしたら、額というのは一定に決まっているわけじゃないと

ということなんです。 「積み立てる額」とあったので、額が定期的に決まっているのかなと思いましたが、54号との関連だったら決まりますかね。年額12万、この額、1カ月で1万という感じですね。この額のことなんでしょうか。

○議長（荒山光広君） 千々松教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（千々松雅幸君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

この積み立てる額については、実際貸し付けるものによっては変わってくるんですけども、平成30年度当初予算に計上させていただいているもので申し上げますと、6万4,000円ということになっております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。安富議員。

○15番（安富法明君） 同じようなことをお伺いしますが、この基金条例については、遊休施設といいますか、有効利用するというので、別に異存はございませんし、いいことだというふうに思っているんですが、市長の提案理由の説明等にありましたように、10年以上経過した学校を対象に民間事業者等ということであります。基本的にこれ上位法といいますか、補助金の適化法あたりとの兼ね合いがあって、本来10年を過ぎてもまだ補助金を受けている場合は、これを他の用途に使うことはできないというふうなところから来ているというふうに思うんですが、このことについてもう少し詳しく、上位法との関係ですか、その辺のことを説明していただけたらというふうに思います。

○議長（荒山光広君） 千々松教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（千々松雅幸君） 安富議員の御質問にお答えいたします。

学校施設につきましては、多額の国からの補助金を得て施設整備をいたしております。議員おっしゃられますように、補助金等の適化法の関係もあるわけですが、現在、学校の統廃合が進み、国においても、そういった遊休施設の有効を……より図っていこうということで、その規制の弾力化が図られてきております。

そういった中で、処分制限期間内にある建物で、有償により民間事業者に貸与・譲渡する場合につきましては、国庫補助事業完了後10年を経過していないものにつきましては、国庫補助金を返還しなければならないということになっております。

国庫補助事業完了後10年を経過をしておれば、国庫補助金相当額を当該市の基金に積み立てれば、国庫補助金の返還は免除されるということになっております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） 要するに、例えば補助事業完了後10年というのが本来、例えば30年とか期間があつて、10年を満たない場合には全額返してくださいよということで、10年を超えても、まだこういう制限があるから、それを積み立てれば、市長の説明にありましたように、国庫納付金が免除されることになっておりますというふうな話なんじゃないかなというふうに思うんですが、どうなんですか、いまいよくわからないところがあるんですが、もう少し詳しく説明ができませんか、私の聞き方が悪いんですか。ちょっと待つて。議長、ええ。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） 例えば、補助事業であっても10年をたつたらいいですよと国が言っているのか、10年以内であれば残りの補助金に対するものを返してくださいよということだろうと思うんです。だから、10年たつても、まだ補助金の残額があるということだろうというふうに思うんですが、そういう理解じゃいけないのでしょうか。

○議長（荒山光広君） 千々松教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（千々松雅幸君） 安富議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられるとおりでございます。処分制限期間内ということで、例えば学校施設、鉄筋コンクリート造の場合は47年間が処分制限期間内ということになります。補助事業を完了して民間事業者の有償で譲渡または貸し付けする場合は、10年たつていなければ補助金は返還しなければならないと、10年をたつていれば補助金相当部分について基金に積み立てれば補助金を返さなくてもいいということでもあります。

以上になります。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第29、議案第36号美祢市立小学校設置条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第30、議案第37号美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第31、議案第38号美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第32、議案第39号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第33、議案第40号美祢市児童館の設置及び管理に関する条例の廃止についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第34、議案第41号美祢市児童公園及び児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第35、議案第42号美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第36、議案第43号美祢市国民健康保険条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第37、議案第44号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第38、議案第45号美祢市介護保険条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第39、議案第46号美祢市看護師奨学金貸付条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第40、議案第47号美祢市都市公園条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第41、議案第48号美祢市における太陽光発電設備の設置に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第42、議案第49号美祢市給水条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第43、議案第50号美祢市水道新設事業分担金徴収条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第44、議案第51号新市基本計画の一部変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第45、議案第52号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第46、議案第53号行政財産の貸付けについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第47、議案第54号普通財産の貸付けについての質疑を行います。質疑は
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第48、議案第55号土地改良事業の一部を変更することについての質疑を
行います。質疑はありますか。三好議員。

○8番（三好睦子君） お尋ねいたします。

この事業費なんですけれど、この事業費が変更前は6,400万と、変更後は4,
180万ですが、この差が約2,200万となっています。もちろん、事業費が安
くなるということは農家、その負担が軽くなっていいんです。もちろん、軽くなる
ことはいいですが、この差が約2,200万あると、この差の事業費の立て方とい
うか、この差がついていることについてお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） ただいまの三好議員の御質問にお答えをいたします。

提案説明の中にもありますが、工法を変えたということが事業費の減の主な要因
です。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。いいですか。その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第49、議案第56号市道路線の変更についての質疑を行います。質疑はあ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第50、議案第57号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第57号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第57号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時25分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年2月28日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃